

姫路市職員採用試験案内

法曹有資格者を対象とした
〔法務職（任期付職員）〕



しろまるひめ

■ 受付期間 8月1日(月)から8月30日(火)まで

姫路市役所 人事課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話番号 079(221)2172

ホームページ <https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000001175.html>

姫路市職員採用公式 Twitter  @himeji_saiyou



採用職種・採用予定人数・職務内容

採用職種	採用予定人数	職務内容
法務職 (任期付職員)	数名	(1) 法務に関する庁内各課からの相談及び実務対応 (2) 姫路市が関与する訴訟の追行事務 (3) 職員への法務研修等の専門的業務

※採用予定人数の数名とは3～5名を意味します。

受験資格

採用職種	受験資格要件
法務職 (任期付職員)	昭和42年(1967年)4月2日以降に生まれた人で、弁護士資格を有し、令和5年(2023年)3月末日時点において弁護士としての訴訟活動に関する職務経験年数が3年以上ある人

- 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する人は、受験できません。
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 姫路市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- 弁護士法第7条(弁護士の欠格事由)に該当する人は受験出来ません。

受験手続

■ 申込方法と受付期間

申込方法	「兵庫県電子申請共同運営システム」を利用して、インターネットによる受験申込みができます。姫路市ホームページの「職員採用案内」のページにアクセスして、画面の指示に従って申し込んでください。
受付期間	8月1日（月）8時35分～8月30日（火）17時20分（受信完了分有効） ※申込内容に不備がある場合、8月31日（水）17時20分までに内容修正を行い、「受付通知」メールを受信したものに限り申込みを有効とします。

- 注1 **受験申込みはパソコン又はスマートフォンから行ってください。携帯電話（フィーチャーフォン）からは受験申込みできません。**
- 注2 申込みが行われた場合、「到達通知」のメールを登録されたメールアドレス宛てに送付します。なお、メールの受信制限を行っている場合、「auto-hyogo@elg-front.jp」、「jinja@city.himeji.lg.jp」からのメールを確実に受信できるようにしておいてください。メールの受信が確認できない場合は、姫路市役所人事課まで連絡してください。
- 注3 最終日は、システムが混み合うことなどにより、申請に時間がかかることがありますので、余裕をもって早めに申込手続を行ってください。
- 注4 パソコン及びスマートフォンの環境等により利用できない場合があります。詳しくは、「兵庫県電子申請共同運営システム」の動作環境についてのページ
<https://shinsei-pref.elg-front.asp.lgwan.jp/hyogov24/shokuin/environment.html>
で確認してください。
- 注5 使用されるパソコン及びスマートフォンの機種や通信回線上の障害等によるトラブルに関しては、一切責任を負いません。
- 注6 システム管理等のため、一時的に利用できない場合があります。

第 1 次試験

■ 試験内容

書類選考により合格者を決定します。

■ 第 1 次試験の結果

令和 4 年 9 月中旬（予定）に受験者全員に通知します。

なお、姫路市のホームページに合格者の受験番号を掲載します。

第 2 次試験（第 1 次試験合格者に対して行います。）

■ 日時及び試験内容

対象職種	試験予定日	試験内容
法 務 職 (任期付職員)	令和 4 年 1 0 月上旬（予定）	個別面接

■ 第 2 次試験の結果

令和 4 年 1 0 月中旬（予定）に受験者全員に通知します。

なお、第 1 次試験同様、姫路市のホームページに合格者の受験番号を掲載します。

試験結果の開示

- この試験の結果については、姫路市個人情報保護条例第 2 4 条第 1 項の規定により簡易な開示の請求をすることができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類（受験票、運転免許証、旅券等）を持参の上、**受験者本人が直接請求してください。**

試験区分	請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第 1 次試験	不合格者	総合得点、総合順位及び合格最低総合得点	合格発表の日から 1 か月間	姫路市役所人事課
第 2 次試験	不合格者	総合順位	合格発表の日から 1 か月間	姫路市役所人事課

最終試験合格から採用まで

- 最終合格者については身体検査等を行い、採用者を決定します。

採用は令和 5 年 4 月 1 日付けになる予定ですが、**相談に応じます。**

なお、採用決定の時点で弁護士としての訴訟活動に関する職務経験年数が 3 年以上ある場合は、令和 5 年 3 月 1 日以前から任用を開始する場合があります。

- 職務経験年数の確認のため、採用までに本市所定の在職証明書を提出していただきます。

- 受験申込書の記載事項に不正があることが判明した場合、弁護士資格を喪失した場合及び弁護士名簿から登録を抹消された場合には、合格（採用）を取り消します。職務経験年数が不足する場合や職務経験年数の確認がとれない場合も同様とします。

また、採用後に不正が判明した場合は懲戒免職とします。

任期（雇用期間）

- 任用期間は3年を基本としますが、本人と相談の上、最長5年まで延長する場合があります。

待遇

■ 勤務時間・休暇等

- (1) 勤務時間 8：35～17：20（休憩時間12：00～13：00）
- (2) 休日 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）
- (3) 年次有給休暇 1暦年につき20日間付与します（初年は採用日に応じた日数となります。）。
- (4) 年金・健康保険等 厚生年金保険及び兵庫県市町村職員共済組合に加入します。（雇用保険は適用除外となります。）

■ 給与

職 位（ 級）	給与月額	年収見込額
主 幹（7級）	548,900 円	約 865 万円
課長補佐（6級）	486,100 円	約 765 万円
係 長（5級）	434,600 円	約 675 万円

注1 職位については、合格者の経歴等を考慮して決定します。

注2 給与月額には、地域手当が含まれています。

注3 年収見込額には、期末手当が含まれています。ただし、採用後1年目は在職期間に応じて減額されますので、上記見込額より少なくなります。

注4 上記の額は、令和4年4月1日現在の支給額であり、任用期間中、変動することがあります。

注5 上記のほか、通勤手当、退職手当等がそれぞれの規定に基づいて支給されます。扶養手当、住居手当、管理職手当及び時間外・休日勤務手当は支給されません。

■ 昇給

昇給はありません。

■ その他

弁護士登録をされる場合、登録料は本人負担となります。